

- 1 関係機関・団体に対する新規事業提案の依頼は、医療政策課で一括して実施
- 2 関係機関・団体からの新規事業の提案は、直接、事業を所管する担当課に提出
- 3 担当課は、事業の必要性、他の国庫補助事業の活用の有無等の確認を行った上、関係機関・団体と調整し、妥当と判断した場合は、医療政策課(基金取りまとめ)に提出
- 4 新規事業提案については、地域医療構想との関連性及び関係機関・団体の意向を確認する観点から、必要に応じて、医療政策課職員の同席のもと、対面によるヒアリングを実施

